

令和元年度

教員向け消費者教育実践講座

授業で活用できる消費者教育に関する知識や指導のポイントを学びます

2022年度から民法の成年年齢が18歳に引き下げられることから、自立した消費者として適切な行動がとれるよう、子ども達には早い段階から消費者教育を実施することが求められています。

この講座では、最近の消費者トラブルから消費者市民社会まで、学校の授業で活用できる消費者教育に関する知識や指導のポイントを学ぶことができ、具体的な指導案の作成も実践します。

日時：令和元年8月5日（月）10時30分～16時20分

会場：サンウェルぬまづ 大会議室

（沼津市日の出町1-15/JR沼津駅から徒歩15分）

■対象：中学校、高等学校、特別支援学校の教員等

■定員：30名 ■参加費：無料



カリキュラム

※事前に新学習指導要領解説や消費者庁作成
「社会への扉」を御一読ください！

10:00～10:30	受付
10:30～10:40	開講・県の消費者教育の施策説明
10:40～12:00	講義「授業で活用できる金融教育の指導のポイント」 講師：静岡県金融広報アドバイザー 大石美津子 氏
12:00～13:00	休憩
13:00～13:30	講義「子どもの消費者トラブルと対応方法について」 講師：静岡県東部県民生活センター消費生活相談員
13:30～13:40	休憩
13:40～16:10	講義・演習 「学校における消費者教育の指導方法と指導案の作成」 講師：山梨大学大学院総合研究部教育学域准教授 神山久美 氏
16:10～16:20	アンケート記載・閉講

<お問合せ・お申込み>

静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課 ■FAX：054-221-2642

電話：054-221-2175

■E-Mail：shohi@pref.shizuoka.lg.jp

※下記の必要事項をご記入の上、7月31日（水）までにメールまたはFAXでお申込みください。

消費者教育実践講座 【参加申込書】	学校名	担当教科
	(ふりがな) お名前	
	連絡先（電話番号）	

受講者のこえ（昨年度のアナケートから）

授業で活用できる金融教育の指導のポイントについて

- ・ 金融教育の必要性について確認できたこと、すぐに使える教材をいただけてとても助かった。
- ・ ワークシートが大変参考になった。新学習指導要領にもマッチしていて使いやすいと思った。
- ・ 同じテーマを扱っていても色々あるのでパターンが多くて参考になった。
- ・ 金融教育ということを意識したことがなかったので新鮮だった。
- ・ 資料をたくさんいただけたのがうれしかった。



子どもの消費者トラブルと対応方法について

- ・ 若年者のトラブル事例の実態と対応について具体的に理解できた。
- ・ 事例がたくさん上がってきていたので、授業の参考になる。
- ・ オンライントラブルは、話には聞いたことがあったが、その後、消費生活センターでどのように解決していくのか、流れや伝えるポイントがよくわかった。
- ・ とてもわかりやすい説明だった。出前講座を利用させていただきたい。



学校における消費者教育の指導方法と指導案の作成

- ・ 「社会への扉」をどのように使ったらよいのか考える機会となった。これからの授業に活かせる内容だった。
- ・ 指導要領の改訂を含めて消費者教育の指導について多くのことを学べた。全ての領域で消費者の視点を入れることによって消費者教育は年間を通じてできることがわかった。
- ・ どの資料をどのように授業で活用すればよいか悩んでいるが、たくさん資料があることがわかったので、参考にしたいと思う。

